

日嗣の次第

— 続紀、即位の宣命 —

犬飼公之

日嗣を問題にしたい。その神聖な繼承は、続紀の宣命が示すように、先帝の崩御によつてか、禅讓による即位の折のことになるのだが、崩御した天皇が、皇祖に即く折にも必要であったようだ。人麻呂は、そのような日嗣の意識を日並・高市殯宮歌においてあらわにする。日並(草壁)皇子がひつぎのみこであり、高市皇子がひつぎのみこと等しくみなされていたからである。

(一)

『続日本紀』には、文武元年八月の詔以下、桓武八年九月の詔に至るまで、六十二篇の宣命が收められている。それはじめの一篇は文武即位詔である。

け賜ひ負せ賜ふ、貴き高き広き厚き大命を、受け賜はり恐み坐して、此の食國天の下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天の下の公民を惠び賜ひ撫で賜はむとなも、神ながら思ほしめさくと詔りたまふ天皇が大命を諸聞き食よと詔りたまふ。

3 是を以ちて天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる百官の人等、四方の食國を治め奉れと任け賜へる国々の宰等に至るまでに、國の法を過ち犯す事無く、明き淨き直き誠の心を以ちて御称々て緩ひ怠る事無く務め結りて仕へ奉れと詔りたまふ大命を諸聞き食よと詔りたまふ。

4 故、如此の状を聞き食へ悟りて、歎く仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉らむ状の隨に品々讀め賜ひ上げ賜ひ治め賜はむ物そと詔りたまふ天皇が大命を諸聞き食よと詔りたまふ。

補注1 天皇の即位は、當時、宣命によつて宣布されるのが普通であった。その当時といふのは、『続日本紀』に記される時代のことである。

宣命は、「——と詔りたまふ大命を(——)諸聞き食よと詔りたまふ」と、項目の終り目ごとにくり返す。天皇の詔命を伝える意を強調するのである。今、文武即位詔を、1234と分ち書きしたの

- 1 現つ御神と大八嶋國知しめす天皇が大命らまと詔りたまふ大命を、集侍はれる皇子等王たち臣たち百官の人等天の下の公民諸聞き食よと詔りたまふ。
- 2 高天原に事始めて、遠天皇祖の御代御代中今に至るまでに、天皇が御子の、あれ坐む弥繼継に大八嶋國知らさむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依し奉りし隨に、此の天津日嗣高御座の業と、現つ御神と大八嶋國知しめす倭根子天皇の授

も、それにしたがつてはいる。宣命が一定の書式によつて記され、一定の曲節をもつて宣読されたことは良く知られている通りで、これもその一つのあり方にそつてはいることになる。

文武即位詔は即位詔としてはそれほど長篇とは言えない。それだけに即位詔が必要とする項目を端的に示しておきたい。

1は、この宣命が「現(明)つ神」のことばであることを宣布した部分。元明即位詔が「明つ神と大八洲國御宇倭根子天皇が詔旨」と勅命を親王諸王諸臣百官の人等天の下の公民衆聞きたまへよと宣りたまふ」とはじまるように、文武・元明・聖武・孝謙・淳仁・桓武のいずれの即位詔も、ほとんど共通する。

2は、ややまざらはしく意味をとりにくい部分だが、最も重要な点は、「天つ日嗣」にある。悠久の過去からひきつがれた日嗣を、先帝から授受されて即位が成立し、新帝は平穏に治めていこうという意志を表明することにある。

3は、扈從する人々は国の法をなぞりにすることなく、「明き淨き直き誠の心」で仕えよといい、4は、いさおしく仕える人びとを賛め位階を上げようという。

1 2 3 4に示される事項は、即位の宣命の全てに認められる。即位詔に欠くことのできない事項であつたと言つていゝだらう。その必要な事項を満した上で、禅讓のいきさつが加えられたり、改元のことにつれたり、大赦に長々と言ひ及んだりする。広い意味でその折の社会情況を反映するのである。

即位詔の柱は言うまでもなく、2の事項にある。即位を表明する部分である。本居宣長を

事のつづきの趣、まざらはしきが如し、よくせずは心得たがへなむ（『詔詞解』）と悩ませたように、わかりずらい部分だが、およそ次のように読みとくことができる。

「高天原に天つ日嗣の事をはじめて以来、遠い時代のすめろぎの代々を経て、中今代に至るまで」「お生れになった天皇が、つぎつぎに国を支配なさる次第として」「天皇の御子は」正しく「天の神の御子として」の資格をもち、「天照大神をはじめ、天にいらつしゃる神々が委任し申し上げた通りに」「この天なる日の神の繼承」としての「天皇の御位にましまして、天下を治める業として」まさに「現つ神として」「この国を支配していらつしゃる倭根子天皇（ここでは持統天皇をさす）」が、「お受けになりおおせになるこの大命を」その「貴く、高く、広く、厚い大命」を、今、文武天皇はお受けなさり承諾なさつた。そこで即位した文武天皇は、「支配なさる国」「この天下の調和をはかり、乱れなく治めなさろうと、天下の民を恵み愛み憐みなさろうと」「神としてましますまさに思う」と宣布しておいでになる、その天皇のおことばを、畏んでお聞きなさい、と。

宣命において日嗣にふれることは即位詔に限つてはいる。「日嗣」「天つ日嗣」は続紀宣命六十二篇のあちこちに散見する。「天つ日嗣」三十二例（但し、「鴻業」（第四十九詔）「宝位」（第五十九詔）の二例を含む）、「日嗣」一例。しかし、その全てが即位に関つており、即位詔がその端的なあり方を示すことは言うまでもない。

小野寛氏は「あまのひつぎ」ということばを「万葉集中、家持だ

けが用いている」ことに注目し家持論を展開しているが、そこで、宣命などの用例を精査して次のように言う。「アマツヒツギという語が、文献的には古事記から祝詞・宣命と用いられて来ており、本来は神聖なる繼承の意を、また「神聖なる繼承者」という意を示す語であった。それが聖なる繼承を讀えつて繼承するものをも指すようになり、全く「皇位・帝位」の別語と考えられるようになつてゆく」と『大伴家持研究』第二部歌「家持の皇統讚美の表現—「あまのひつぎ」—」。小野氏の見解は、天つ日嗣について、最も確実に言うことのできるところをおさえているのであって、その意味で全く正しい。小野氏がいう「神聖なる繼承」については、すでに宣長は「此は天津日大御神の大御任オホヨミサンを受伝坐ウケツナヘて、其大御業オホヨミヲを嗣ツナメ々に知看フツナシす由の御称なり」(『古事記伝』)といつており、それは「日の御子(天照大御神の子孫)としてその神秘な生命を次々に継ぐ意で、皇位をさす」(古典文学全集古事記頭注)のように、すでに通説的な理解となつてゐる。

文武即位詔は、その「神聖なる繼承」が高天原にはじまつてすめろきに連綿とひきつがれ、今、先帝から新帝に授受されたという。持続天皇から文武天皇に禅讓授与されたことを表明しているのである。即位するためには、先帝から新帝に日嗣が授受されるということが最も重要だった。そのことは淳仁即位詔をみると明らかである。その宣命の2にあたる部分は、次のように記されている。

掛まくも畏き現つ神と坐す倭根子天皇我がおほきみ皇たか此の天つ日嗣たか高たかみ座の業を、拙く劣き朕に賜はりて仕へ奉れと仰せ賜ひ受け賜へば、頂いただきに受け賜はり懼進おちすすみも知らに退しおざきも知らに恐かしこみ坐まつくと宣りたまふ天皇がおほきみこと勅おほきみことを衆聞き食よと宣りたまふ。

ここでは孝謙天皇から淳仁天皇に「天つ日嗣高座の業」が受け継がれたと語つて、すめろきの代々を連綿とひきつがれた次第に触れていない。

桓武即位詔も同じで、

掛まくも畏き現つ神と坐す倭根子天皇おほきみが皇たか此の天つ日嗣高座の業を、掛まくも畏き近江の大津の宮にあみのしらし御宇しゆし天皇の初め賜ひ定め賜へる法の隨に被け賜はりて仕へ奉れと仰せ賜ひ授け賜へば、頂いただきにうけ賜はり恐かしこみ受け賜はり懼おち進すすみも知らに退しおざきも知らに恐かしこみ坐まつくと宣りたまふ。

とあって、光仁天皇から桓武天皇へ「天つ日嗣高座の業」が授受されたと語つて、やはり遠き代々のすめろきが引きついできた次第には触れない。すめろきの代々をひきつがれた次第は必ずしも必要でなかつたからであろう。

そのように、日嗣が先帝から新帝に授受されることで即位は達せられるのである。即位詔の基本はその表明にあつた。

文武即位詔はその上に、遠きすめろきが連綿と繼承してきた次第を加えているのである。だからといって、その次第を加えるあり方が特殊だったわけではない。

聖武即位詔に、

高天原に神留り坐す皇親すゑねぶ神みことろき神みことろみの命の、吾孫むごくの知らざむ方の食國天の下とよさし奉りしまにまに、高天原に事はじめて、四

方の食國天の下の政を弥高に弥廣に天つ日嗣と高御座に坐して大八嶋国知しめす倭根子天皇の大命に坐せ詔りたまはく……とあり、孝謙即位詔に、

高天原に神積り坐す皇親神魯岐神魯美の命以ちて吾孫の命の知らさむ食国天の下と言依し奉りの隨に遠皇孫の御世を始めて天皇が御世御世聞しめし来る食国天つ日嗣高御座の業となも神ながら念ほしめさくと勅たまふ天皇が御命を衆聞し食へと勅る。とあるように、それはしばしば言い及ぶことではあった。

また元明即位詔の、②にあたる部分は次のようにある。

関まくも威き藤原の宮に御宇倭根子天皇丁酉の八月に此の食國天の下の業を、日並所知皇太子の嫡子、今御宇つる天皇に授け賜ひて並び坐して此の天の下を治め賜ひ諸へ賜ひき。是は関まくも威き近江の大津の宮に御宇大倭根子天皇の、天地と共に長く、日月と共に遠く、不改常典と立て賜ひ敷き賜へる法を受け賜はり坐して行なひ賜ふ事と衆受け賜りて恐み仕へ奉りつらくと詔りたまふ命を衆聞きたまへよと宣りたまふ。

この即位詔はこれに統けて禅讓したいという文武天皇の仰せを元明天皇が辞退したいきさつなどが語られている。即位詔が禅讓のいきさつを語ることは、聖武即位詔にもあり、孝謙天皇には禅讓の宣言もあるほどで、特異なことではない。今、ここにあげた2の部分の前半は、先帝である文武天皇の即位の次第を語っているのであって、そこには政治社会の情況に対する配慮もあつたに違いない。聖武即位詔でも先帝の即位のいきさつがかなり詳しく述べられているように、それも即位詔の一つのあり方として見過してはなるまい。

さて、このように即位の宣命にみる日嗣の次第は、①先帝から新

帝に授受されることの表明が全てに共通し、それだけでも十分であったこと。したがって、それが基本であつて、②それに、高天原に日嗣の事がはじまつて以来、皇親から皇孫に言よさし、遠くすめろきによつて連綿と繼承されたことを語り加え、あるいは、③先帝の即位の次第を語り加え、②③をあわせ語り加えることもあつたのである。

(二)

『古事記』にも日嗣の記事がみえてゐる。

1 天つ神の御子の天津日繼知らしめすとだる天の御巢如して……
(神代)

2 爾に天皇詔りたまはく、……「宇遲能和紀郎子は天津日繼を知らせ」とのりたまひき。(応神)

3 天皇初め天津日繼知らしめさむと為たまひし時、天皇辞びて詔りたまはく、「我是長き病有り、日繼知らしめすこと得じ」

とのりたまひき。(允恭)

4 天皇崩りましし後、木梨之輕太子日繼を知らしめすに定められるを……(允恭)

(顯宗)

5 故、天皇崩りまして、即ち意祁命、天津日繼知らしめしき。

6 故、天皇崩りましし後、天下治めたまふべき王無りき。是に日繼知らさむ王を問ふに、市辺忍歯別の妹、忍海娘子、亦の名は飯豊王、葛城の忍海の高木の角刺宮に坐しき。(清寧)

天皇既に崩りまして日続知らすべき王無りき。故、品太天皇の五世の孫袁本抒命を近淡海国より上り坐さしめて、手白髮命に

合せて、天下授け奉りき。（武烈）

すべて「日嗣（を）知らす」「天つ日嗣（を）知らす」とある。小野寛氏が「その繼承を立派になすこと」（先掲書）というように、皇統を繼承する意である。

ところで、『古事記』においては、禅讓による即位とみることのできるものもあるが、多くは、4567のように、先帝の崩後に日嗣を知らすと伝える。「崩りましし後」とか「既に崩りまして」という記事がそれで、日嗣を知ることは、天皇の死が確定してのち、達せられるということになる。

古代において死は一定の時間の幅を必要にしていた。『日本書紀』によつて、死に関わる時間的な経過を追つてみよう。

天智紀は、十年九月の条に

天皇寝疾不豫したまふ。

とあり、九月十七日の条に

天皇、疾病彌留し。

とあり、十二月三日の条に

天皇、近江宮に崩りました。

とあり、十二月十一日の条に

新宮に殯す。

とある。天武紀も同じ経過を示す。天武崩時の記載はより精細で、朱鳥元年八月九日の条に

天皇の體不豫したまふが為に、神祀に祈る。

とあり、八月十三日には、

秦忌寸石勝を遣して、幣を土佐大神に奉る。

とあり、続いて九月四日の条に

親王より以下、諸臣に逮るまでに、悉に川原寺に集ひて、天皇の病の為に、誓ひ願ふと云々。

とある。天武天皇はそれ以前にも病を得ており、天武十四年九月二十四日に「天皇の體不豫したまふが為に、三日、經を大官大寺・川原寺・飛鳥寺に誦ましむ」とあって以来、しばしば病のことに触れ、その平癒を願つて、招魂や奉幣と誦經と、神と仏の両方に祈りがくり返されていた。

朱鳥元年九月九日の条に

天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りました。

とみえ、九月十一日に、

殯宮を南庭に起つ。

とあり、九月二十四日に、

南庭に殯す。

それ以降、殯の記事が続いて、持統元年十月二二日の条に

皇太子、公卿・百寮人等並て諸の国司・國造及び百姓男女を率て、始めて大内陸を築く。

とあり、持統二年八月十八日に、

淨大肆伊勢王を命して、葬儀を奉宣しむ。

十一月十一日に、

大内陸に葬ります。

とみえる。

天智紀・天武紀が示す時間的経過は、不豫→崩→殯→（築陵）→葬といふように記載されているのである。崩はつねに殯や葬よりも前に記される。それは、息絶えたその時、かむあがりのはじめの時を

意味する。しかし、崩時は、殯時を含みこんで、やや長い時間帯をいうようである。

薨時が、万葉において、たとえば、

靈龜元年、歲次乙卯の秋九月、志貴親王の薨する時に作る歌一

首（2三〇二三）

とあって、そのうたが葬時を含むらしいように、崩時もその含む範囲は広かつたとみていいだろう。

ついでに言つておこう。『万葉集』の天智挽歌の配列は、書紀の崩時の記す経過にそつていて。

1 天皇の聖躬不豫したまふ時に、大后的奉る御歌一首（2四七）

2 一書に曰く、近江天皇聖躬不豫したまひて、御病急かなる時に

大后的奉獻る御歌一首（2四八）

3 天皇の崩りましし後に、倭大后的作らす歌一首（2四九）

4 天皇の崩りましし時に、婦人の作る歌一首（2五〇）

5 天皇の大殯の時の歌二首

額田王（五）舍人吉年（二五）

6 大后的御歌一首（二五三）

7 石川夫人の歌一首（二五四）

8 山科の御陵より退り散くる時に、額田王の作る歌一首（二五五）

67は嚴密には何時うたわれたか明らかではないが、このように配列した編者の意図は、5の連続として「大殯の時の歌」に加えているのであろう。345678は、ことごとく崩時の歌といつてもいいのだが、「大殯の時」とか「御陵より退り散くる時」とか、細かくしわけされているのであり、しかも「崩りましし時」はそれよ

りも前に位置している。

うたが題詞にぴたりと対応しているか否かは別にして、配列は不豫→崩→殯→葬と、書紀の記載の経過にみごとに対応しているのである。そこに配列の意図がみえていよう。

崩時は、そのように一定の時間の幅をもつていたのであり、まして崩後、ということになれば、その幅は一層広がつてこよう。『古事記』が、4や6のように「天皇崩りましし後」とか、5のように天皇崩りまして、即ち」とか、7のように「既に崩りまして」と伝えて、微妙に表現が異つているのは、日嗣の授受は、先帝が息絶えて以後であつたには違ひないが、その時期が一定していなかつたらであろう。殯宮の期間においてであつたということでもない。

水野柳太郎氏は「殯宮に奉仕する皇后がない女帝斎明天皇の殯葬期間が天智天皇の「称制」に、殯宮に奉侍すべき皇后が執政している天武天皇の「殯葬」期間が持統天皇の称制に含まれ、ともに称制終了後に即位・遷都のほか法令制定など、本格的に天皇権力を行使していることは見逃すべきではない」（「不改常典をめぐる試論－太宗と天皇－」『日本史研究』150—151）という。殯宮の期間、先帝から日嗣の授受を終つていなかつたからであつて、持統天皇の即位は、天武天皇の埋葬後、一年余を過ぎている。

元明天皇の即位は慶雲四年七月十七日で、文武天皇が慶雲四年六月十五日に崩御しているから、その約一月後に即位している。文武天皇の殯宮のさ中であった。もつともそれは、文武天皇の「凶服一月」という遺詔と関わりがあるかも知れない。凶服の明けを待つて即位したということか。

光仁天皇の即位は、宝亀元年八月四日に称徳天皇が崩じ、即日「策を禁中に定めて、諱を立ち皇太子と為す」とあって、九月二十二日に「七七。山階寺に於て斎を設く。諸国は國毎に管内の僧尼を金光法華二寺に屈請して行道転經せしむ」とみえ、十月一日、「天皇の位に、大極殿に即きたまふ。元を宝亀と改む」とあるから、称徳天皇の四十九日法要を過ぎて即位したのである。そのように日嗣の授受の時機が一定していたとは思われないのである。

しかし、先帝崩後に即位した場合の宣命が、すでに述べたところと基本的に異なるはずはない。ただ「今年の六月十五日に詔命は受け賜ふと白しながら此の重し位に継ぎ坐す事をなも」（元明即位詔）とか「去し八月に此の食国天の下の業を拙く劣き朕に賜はりて仕へ奉れと負せ賜ひ受け賜ひき」（光仁即位詔）のように、過去に遡って日嗣の授受があつたと述べることになる。

即位詔は先帝の崩御のいきさつなどを直接に語ることはない。あくまで新帝の誕生に主眼があつたのである。そのようなあり方は、持統天皇の場合にも言えそうである。書紀は
(持統)四年の春正月の戊寅の朔に、物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神寿詞読む。畢りて忌部宿祢色夫知、神聖の劍・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇位す。
 とあって、そこで読まれたものは寿詞（よごと）であり、「中臣寿詞」をみても御代寿ぎの詞である。先帝の崩御のいきさつなどを語ったとは想われない。

(II)

小野寛氏は書紀に「宝祚」「鴻祚」「祚」「天業」「基業」「大業」

「帝業」「鴻業」「洪業」「天基」「鴻基」「天緒」「鴻緒」「大運」「宸極」等の文字をあまつひつぎまたはひつぎと訓みならわしており、神武天皇以来の歴代の天皇の即位の記事にある「即帝位」「即天皇位」「陟天皇位」あるいは「即位」をあまつひつぎしろしめすと訓みならわしていることについて、「アマツヒツギシロシメスは即位にふさわしいことばであるけれども、書紀の「即帝位」「即天皇位」などの文字に、その「繼承」の意があるだろうか。これらの文字を、アマツヒツギシロシメスと読ませるために記したとは考えにくいのである」（先掲書）という。

私は、小野氏の指摘は正しいと想う。それとともに、小野氏は触れていないが、書紀に二度だけ日嗣と記す例があることをとりあげたい。

舒明天皇崩御を伝える皇極元年十二月十四日の条に

息長山田公、日嗣を誅び奉る。

とあり、天武天皇崩御の記事の、持統二年十一月十一日の条に布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遁に進みて誅る。直広肆当摩と云す。畢りて大内陵に葬りまつる。

真人智徳、皇祖等の騰極の次第を禰奉る。礼なり。古には日嗣とあるのがそれ。日嗣の文字は、宣命にみえているひつぎのほとんど等しく、『古事記』の日繼・日続にも類似する。「神聖なる繼承」を含意しているのであろう。

息長山田公も当麻智徳も誅を進めているのであって、新帝の即位に携っているのではない。それが、何故、日嗣なのか。新帝が日嗣を受けたと殯宮に告げたのだとみるむきもあるが、自然でない。たとえば、持統天皇の即位式は、持統四年正月一日で、この誅が進

められたのは、持統二年十一月十一日のことであるからだ。その誄は、亡き天武天皇のことに関わっているとみるべきだ。

吉田義孝氏は、智徳の誄は「天皇の諡号を皇統譜の中に位置づけること」であったといい、「天武殯宮の文学史的意義」「國語と國文學」一九六四年昭和三九年十一月号)、和田萃氏も「日嗣を誄するのは、今までの皇統譜をよみあげ、それに新しく葬られる人の日嗣を加え、さらに和風諡号をたてまつて、死者の魂を慰撫せんとする」とであろう。日嗣を誄し、和風諡号を献呈することによって、^{補注2}誄儀礼が完成し、殯が終了した。埋葬はこのあとに行われた」という。

(「殯の基礎的研究」四殯宮儀礼『論集終末期古墳』)

私は、吉田氏や和田氏の見解は、考え方として秀れていると思ふ。しかし、書紀によると、息長山田公の誄も当麻智徳の誄も諡号を奉進したことには全く触れていないのであり、諡をことさら重視することはどうかと思う。

智徳の誄は、七日前の十一月四日の、「諸臣各己が先祖等の仕へまつれる状を挙げて通に進みて誄る」という、諸臣の誄に対応するものであろう。「諸臣各己が先祖等の仕へまつれる状」とは、おのれの進んで先祖が何時からどのように仕えてきたかを述べあげ、変らぬ誠意を表明するのである。智徳はそれに対し「皇祖等」の、つまり天皇の「先祖等」の「隣極の次第」(ひつきのつぎて)を誄しているのである。すめろきのひつきのつぎてを宣布して、天皇は、今、皇祖として新たに日嗣を知しめすということ、ひらく言うと、崩じて天皇家の祖先神の位に即くことを述べているのである。統紀の即位の宣命と対照してみると、その折必ずしも諡号を第

の目的としていたのではないか。

当麻智徳は、持統殯宮、文武殯宮にも登場し、やはり誄を進めるのだが、その折に諡号を進めたことは統紀に明らかである。「誄諡」(『続日本後紀』承和七年五月八日条にみえる)なのだ。

桓武天皇の崩時の誄は、次のようにある。

畏きかや、平安の宮に御坐し天皇の、天づ日嗣の御名の事を、恐む恐むも誄白す。臣未。畏きかや、日本根子天皇の天地の共長く、日月の共遠く、白され去かむ御諡と、称へ白さく、日本根子皇統弥照尊と称へ白さくと、恐むも誄白す。臣未。(『日本

後紀』大同三年四月一日条)

これはまさに鬼束隆昭氏がいうように「天皇のおくり名を述べるというだけのものである」(「六国史皇妃伝と藤壺崩御の記事」『平安朝文学研究』復刊第一巻第一号岡一男先生追悼号)ということができるが、「天づ日嗣の御名の事」とある点は注意しなければならない。それは文字通り、神聖な皇統継承を意味する御名であり、皇祖として即位するための御名であることを意味している。その意味で、これは吉田氏や和田氏の見解にそつてゐるだらう。崩後悠久の未来まで「白され去かむ御諡」であった。

古代中国において諡は誄の重要な項目であった。周知のことく『説文』に

誄、諡也。(誄は諡なり。)

とあつた。『礼記』の郊特性には

死而諡、今也。古者生無爵、死無諡。(死して諡するは、今なり。古は生けるに爵無ければ、死して無諡し。)

とあって、鄭樵注に

古無^レ謚。謚起^ニ於周。周人卒哭而諱、將^レ葬而謚。(古は謚無し。謚は周に起る。周人哭卒して諱し、將^レ葬らんとして謚す。)

とある。謚謚は、埋葬の直前であつて、智徳の誄もそれに等しい。

また『礼記』の曾子問に、

賤不^レ誄^レ貴、幼不^レ誄^レ長、礼也。(賤しきものは貴きものを誄せず、幼きものは長を誄せざるは、礼なり。)

とあることも良く知られている。その鄭玄注に、

誄、累也。累^ニ列生時行跡^ニ以作^レ謚。(誄は累なり。生時の行跡を累列し以つて誄を作す。)

とある。謚に先立つて生時の行跡を列举するというのである。

「公式令」に「天皇謚」とあって、「令義解」は

謂。謚者。累^ニ生時之行跡。為^ニ死後之称号^ニ。(謂らく、謚は、生時の行跡を累ね、死後の称号を為す。)

とある。義解の注記は、中国の誄謚にのつとつてゐるのであり、それがある時代以降の誄の正式なあり方となつていていたのである。想うに、智徳の、持統殯宮と文武殯宮に進めた誄は、生時の行跡を列举して、和風謚号を進めたものであつたであろう。

誄は、西郷信綱氏が言うように、「殯庭で口ずから朗誦された」であろう(「柿本人磨」二、人磨以前『詩の発生 文学における原始・古代の意味』)。それがどのように朗誦されたものかは、わからない。

『日本後紀』に伝える桓武崩御の折の誄は、宣命体で記されており、曲節をもつて宣読されたと想像することはできるが、それ以上は不明である。

ただ、誄詞が必要とした事項は、今まで、述べてきたことから推

定できる。それは、①謚号を進めることであり、そこに②生前の行動を累列することをともなつていていたと想われるが、①②は中国において古来守られてきたあり方に通うものであり、中国文化をうけいれるなかで、そのように定着することとなつたのであろう。持統崩御の折からは、誄はそのように進められたであろう。

舒明崩御の折に息長山田公が進めた誄や、天武崩御の折に当麻智徳が進めた誄が誄謚であったとは認めがたい。そうでなかつたとも決めがたいが、それは③日嗣を目的にしていた。息長山田公が「日嗣を誄び奉」つたとあり、当麻智徳の誄が「皇祖等の騰極の次第」を進め「古には日嗣」と言つたとあるように、日嗣は、天皇崩時に進められる誄の、古式の、最も重要な事項であつたと想われる。したがつて、③があり、それに①②が加えられ、後には、①②が誄の正式のあり方になつていく、ということではあるまい。上野理氏は、「桓武・平城・仁明三帝に奉つた誄は、たんに謚号を贈ることを奏上するものになつてゐるので、時代が下るとともに次第に贈謚に重点を置く誄になつたようだ」(「日並皇子挽歌は舍人勧傷歌の序歌か——いわゆる殯宮挽歌と殯との近似性」『古代研究』第15号)という。そのように変つていつたとみるのが正しいであろう。

息長山田公の誄と当麻智徳の誄が、全く等しかつたか否かも考えてみなければならない。一方は「日嗣」とあり、他方は「皇祖等の騰極の次第」とある。

倉野憲司氏は「天武天皇の御大葬の場合に限つて、皇祖等の騰極の次第を誄し奉つた事は、特別な事例と見なければならない」とい、天武天皇が「壬申の乱の結果天皇の位に即かれ」「帝皇日繼及び先代旧辞の削定に格別御心を注がせられたからであろう」とい

う(『古事記全註釈』第一巻序文篇第二段古事記撰錄の発端)。

吉田氏は「時代固有の歴史的意義」をそこに見、「當時律令的な観点から再編されつつあつた諸氏の系譜や祖先説話との関連で、新たに儀装を整えつつあつた天皇家の系譜が、この機会に天皇靈への誓約というかたちで、天皇・官人相互に確認されつつあつた事情をものがたるものというべきである」という(先掲書)。

倉野氏と吉田氏の視点は異なるが、二つの誂の相違をみようとするかぎり、智徳の誂が皇祖等に及ぶことを問題にするのは当然であり、そこに政治社会の情況を考えることも当然であろう。天武殯宮では「皇祖等」に言い及ぶ必要があつたのである。

これを続紀の即位の宣命にみる日嗣の扱いと対照して考えてみよう。二つの誂は、即位詔に共通したあり方に等しく先帝(先に皇祖の位に即いていた先帝)から新帝(崩御し新たに皇祖として即位しようとする天皇)に日嗣が授受される次第を共通して語り、智徳の誂は、それに遠くすめろきによつて連綿と繼承されてきた「騰極の次第」が語り加えられていることになる。そこに天武殯宮の固有の情況がはたらいたということになる。

日嗣の誂とはそのようなものだったと私は考える。

(四)

柿本人麻呂は死の詩人とも愛の詩人とも言われる。たしかにそうだ。人麻呂は愛をうたつた。しかしその愛は、父母や子に注がれるのではない。夫と妻に限られる愛であつた。それは挽歌においても認められる。今、長歌形式の挽歌を対象にたしかめてみると、

× 日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌(2天モ一充)

- | | |
|---|--|
| ○ | 柿本朝臣人麻呂献 _ニ 泊瀬部皇女忍坂部皇子 _ニ 歌(一九四・一五五) |
| ○ | 明日香皇女木臨殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌(一八六・一九) |
| × | 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌(一九九・一〇一) |
| ○ | 柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌(三〇七・三六) |
| ○ | 吉備津采女死時柿本朝臣人麻呂作歌(三一七・三九) |
| ○ | 讃岐狹岑島視 _ニ 石中死人 _ニ 柿本朝臣人麻呂作歌(三三〇・三三) |

(○は夫婦の愛とその喪失をうたうもの、×はうたうことのないもの)

一日瞭然、人麻呂は日並皇子と高市皇子の挽歌をのぞいて夫婦の愛とその喪失をうたう。日並・高市殯宮歌に限つてその愛はうたわれない。このことは、「天地の初めの時のひさかたの天の河原に」(一六七)「かけまくもゆゆしきかも言はまくもあやに畏し」(一九九)といふうに、両挽歌が他と異つて壯重なかまえでうたいだされ、ことさら儀礼性を装着していることとともに見過してならないことだ。それならば、いつたい両挽歌は夫婦の愛にかわって何をうたつているのか。日並・高市殯宮歌が等しくもちあわせているのは、父帝天武のことであり、その崩御の次第であった。

日並(草壁)皇子の殯宮歌は次のようにうたわれる。

……高照らす 日の皇子は 飛ぶ鳥の 清御原の宮に 神なが
ら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原 石門を開
き 神上り 上りいましぬ(一六七)

高市皇子の殯宮歌も

かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに恐き 明日香の真神の原に ひさかたの 天つ御門を 恐くも 定めたまひて 神さぶと 岩隠ります(一九九)

とうたう。日並殯宮歌はそれにつづけて

わが大君 皇子の尊の 天の下 知らしめしけば……（六七）
とうたい、高市殯宮歌は、壬申の乱の戦闘の描写をはさんで、

……定めてし 端穂の国を 神ながら 太敷きまして やすみ
しし わが大君の 天の下 奏したまへば……（六九）
とうたう。伊藤博氏が言うように、「天の下知らしめしけば」は

「天皇たるべき人に対する表現であることはいうまでもない」（『万葉集の歌人と作品上・古代和歌史研究3』第五章第二節人麻呂の表現と史実）のであり、父帝の崩御につづいて、皇子の即位が仮想してうたわれているのである。そこにあるのは、父子相伝されるはずの日嗣の意識であり、皇統継承の表明に他なるまい。高市挽歌に長々と壬申の乱の戦闘場面が描写されるのは、「皇子ながら任けたまへば」と歌われるよう現実にはひつぎのみではないが、ひつぎのみに等しく扱われており、またひつぎのみとして、うたうための用意であろう。それが日並・高市殯宮歌に限って、うたわれ、認められる項目であり意識であった。日並・高市両皇子に限つてであるのは、日並皇子がひつぎのみであつたからであり、高市皇子が「後皇子尊」と記されるように、日並皇子の「きあと、ひつぎのみこと等しく遇されたからであろう。仮想としてしかうたわれなかつたのは、言うまでもなく両皇子が即位しないまま薨去したからで、即位していたのなら、「春花の貴」くあり「望月のたたはし」くあり、「木綿花の栄ゆる」ことごとが累列されて、挽歌を飾ることになつたろう。父子相伝されるはずの日嗣の意識がみえるのは、即位の宣命に認められる日嗣の順当な方へに適つてるのであり、日嗣の誅にしたがつてゐるからであろう。

日並殯宮歌は

天地の 初めの時の ひさかたの 天の河原に 八百万 千万
神の 神集ひ 集ひいまして 神はかり はかりし時に 天照
らす 日女の命 天をば 知らしめすと 葦原の 端穂の国を
天地の 寄り合ひの極み 知らしめす 神の命と 天雲の 八
重かき分けて 神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子
は……（六七）

ともうたつて、宫廷古伝承をふまえているが、それは、統紀の聖武即位詔や孝謙即位詔の「高天原に神留り坐す皇親神ろき神ろみの命の、吾孫の知らさむ食國天の下とよさし奉りしまにまに……」とみえるあり方に対応するとみて疑いあるまい。山本健吉氏は「日並皇子尊の日繼を、天地初発の時まで述べている」（『柿本人麻呂』挽歌的發想）といい、上野氏は日並殯宮歌について「冒頭で神々の協議した部分は、皇子の世系が天照大神にはじまる皇祖皇宗であること暗示し、これを贊美している、と読むことも不可能ではないが、人麻呂は、世系をたどりつつ、父祖の業績をあげ、これを一つ一つ贊美する方法はとらず、神々の協議によつて父天武は淨御原で統治し、父祖の業を皇子に譲つた、というかたちで、世系の叙述を集約して主題に固く結合させる」（先掲論文）という。その読みは正しい。一言でいうと、日嗣の次第を意識しているのだ。

それは日並殯宮歌にのみ認められることではない。統紀の宣命にたしかめたように、高天原で皇孫に言よさしたことを語ることもあつたが、先帝から新帝に授受されることだけでも日嗣の次第は十分でもあつた。高市殯宮歌は、それに適つていよう。

日嗣の次第は、即位詔において必要とされ、禪讓による即位の折

や先帝の崩御の後の折にとりあげられたし、崩御して皇祖に即くためにも誅としてとりあげられた。それが人麻呂殯宮歌のうちにも生きついでいるということができる。

それならば人麻呂はこれをどこからうけいれたのであらうか。私は、その最も多くを天武殯宮の閉じめに進められた当麻智徳の誅に求めることができると想う。続紀に伝えられる即位詔が決して先帝の崩御の次第を語ることがなかつた点を想いあわせてみなければならない。人麻呂のそれは智徳の「皇祖等の騰極の次第」の連続あるいは延長上に考へるほかあるまい。

当麻智徳が天武殯宮に誅を進めたのは、持統二年十一月のことであり、草壁薨去は、持統三年四月。この父帝葬礼後の、わずか五ヶ月後のことであった。その草壁殯宮歌を人麻呂がうたつてゐるのである。ほんのわずかの月日を隔てただけで遭遇する二つの死。そして殯宮。まして天武と皇太子の、父と子の死である。草壁殯宮歌を補注³うたおうとする人麻呂に、天武殯宮が意識されないはずがあらうか。吉田義孝氏は、人麻呂は天武殯宮に加わっていたといふ（先掲論文）。万葉に残された人麻呂歌は、持統元年からみえてゐるのである。天武葬礼の折、彼はすでに持統宫廷の官人であつたはずであり、天武葬礼に加わつていて不思議はないのである。

人麻呂が日並・高市殯宮歌に父帝天武の死をうたいこむこと自体、彼が天武崩御を強く意識していることを示しているが、その程度のことではない。日並殯宮歌において、

天皇の 敷きます國と 天の原 石門を開き 神上り 上りい
ましぬ 一に云ふ「神登り いましにしかば」(二六七)

とうたつた。「天の原」はすめろき（＝皇祖）の知らすくに（＝領域）だとして、上つていつてしまわれたというのだ。それは、皇祖として新たに日嗣を知らしたことの詩的な表明に他なるまい。すでに述べたように当麻智徳の誅はこのことを殯宮の閉じめに進めていたのだ。

渡瀬昌忠氏は、高市殯宮歌が「明日香の真神の原にひさかたの天御門を恐くも定めたまひて」とうたうことについて「要するに、これは天武天皇の大内陵をほめることばでも、現実の天皇（持統）の皇居をほめることばでもない。では何か。それは天武天皇生前の居所としての淨御原に触れるとともに、そこに営まれた殯宮のことをいうものと見るべきであろう（『万葉殯宮考—城上の宮・序説』）三「天つ御門」—殯宮挽歌に陵墓は歌われない『万葉・その後大養孝博士古稀記念論集』）という。そうだとすると、高市殯宮歌においても意識されているのは、天武殯宮であつたことになる。

日並挽歌は、殯宮の最後にうたわれたものだという。そうだとすると、人麻呂の位置は、天武殯宮の閉じめに誅を進つた智徳に一層近くなる。誅詞を進めることと挽歌をうたうこととの違いはあるものの、彼が、天武殯宮における智徳を意識しなかつたことなど到底考えられない。智徳の進めた「皇祖等の騰極の次第」つまり日嗣の誅を、人麻呂は、日並・高市殯宮歌において詩的にふまえているのである。人麻呂は殯宮を常宮ともうたつてゐる。私は、それは皇子皇女がそこにいらつしやることの意識の反映とみるが、息長山田公や当麻智徳の誅が示唆するように、天皇は殯宮から皇祖として昇天していくのであって、そのような意識をもつて殯宮をとらえるときには、このことばが可能であったということになるかもしない。

人麻呂挽歌と誄の関わりが言られて久しい。その多くの見解を一つ論じる余裕はないが、その一人、西郷氏は「人麿の殯宮挽歌がこの誄と密接な類縁を有すること、否むしろ、誄の永い歴史の中にこそ人麿挽歌の生れ出るべき必然は受胎されてきたのではないのか」という事実に気づくはずである」（先掲書）といつていて。また、山本健吉氏は「日並皇子尊や高市皇子尊の殯宮の時の歌においても」「殯宮で氏々が奏する誄詞の発想を、濃厚に受け継いでいる」（先掲書）といつていて。その図式は正しいと思うが、しかし、誄一般ではない。人麻呂歌は、当麻智徳の、日嗣の誄を意識することに約束されていたとみるべきであろう。

補注1 「元正天皇即位詔だけが簡単な漢文体で、ほかの即位詔が宣命体の長文のものであることと異っているのは、元正天皇がいわゆる仲継ぎの天皇であることを示していると思われる」（水野柳太郎氏）「不改常典」をめぐる試論——大王と天皇——三、「不改常典」の解釈『日本歴史』150—151）といわれるよう、即位詔はふつう宣命によるのであり、そうでないのは、それなりの理由があったと想われる。

補注2 倉野憲司氏は「当麻真人智徳が持統・文武両天皇の崩御の際に奉つた誄は」誄謚のことと「誄謚は一定の形式と内容を有するものであつて、それは「天都日嗣乃御名事」を誄び白すものであつた」という（『古事記全註釈』第一巻序文篇第二段古事記撰録の発端。）正しいで

人麻呂挽歌と誄の関わりが言られて久しい。その多くの見解を一つ論じる余裕はないが、その一人、西郷氏は「人麿の殯宮挽歌がこの誄と密接な類縁を有すること、否むしろ、誄の永い歴史の中にこそ人麿挽歌の生れ出るべき必然は受胎されてきたのではないのか」という事実に気づくはずである」（先掲書）といつていて。また、山本健吉氏は「日並皇子尊や高市皇子尊の殯宮の時の歌においても」「殯宮で氏々が奏する誄詞の発想を、濃厚に受け継いでいる」（先掲書）といつていて。その図式は正しいと思うが、しかし、誄一般ではない。人麻呂歌は、当麻智徳の、日嗣の誄を意識することに約束されていたとみるべきであろう。

補注3 秋間俊夫氏は人麻呂挽歌と当麻智徳の誄にふれて「人麻呂挽歌と関係するにはあまりに形式的なものになりすぎていたのではないだろうか」（『日並皇子挽歌論』『文学』1967.9. VOL.35）というが、私はそう考えない。「あまりに形式的なものになりすぎていた」とする根拠が示されないかぎり、具体的に反論することはできないが、私は述べてきたようにそこに深い関係を考えるのである。

付記 この拙論を脱稿し原稿が手許をはなれた直後、尾崎暢次氏の「人麻呂挽歌の韻律」（『上代文学』第五十一号 追悼五味智英先生 1953.11.30）に接した。氏は人麻呂の殯宮挽歌としひことの関係に触れてしのびことが「諸臣が祖先以来宮廷に仕えきたつた次第や、天皇家・豪族の系譜ないし伝承とも深く関わっていた」とこと、「続日本紀」大宝三年十二月の条に、先帝持統天皇に対して和風謚号を奉つたことを記すのも、一つにはその天皇生前の御名と異った称号を贈ることによって先帝が皇祖の一人に加えられたこと一死者となられたことを御靈に告げる意味のものであったのだろうと」と、「人麿による草壁の皇子の殯宮の時の歌にも、宮廷の日継にかかる、單なる歎惜や追慕と異ったそうした誄の伝統を、要素的にのべるという方面が見られる」ことなどを論じている。拙稿と重なるところもあり、引用し改稿することが必要となつたが、その余裕がない。付記して後日にその責を果たしたい。

なお、当麻智徳と人麻呂の関係は、拙稿「当麻智徳と柿本人麻呂—持統六年、留京歌周辺」（宮城学院女子大学基督教文化研究所、研究年報第十六号）に詳述しているのであわせて読んでほしい。